

写

後期高齢者医療制度に関する要望書

令和7年1月13日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 マイナンバー制度について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化の円滑な移行に当たっては、被保険者・医療機関等・保険者の全てが安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、以下の3点を要望する。

- (1) 被保険者や医療機関・介護施設等がマイナ保険証のメリットを実感できるよう、国の責任で丁寧な説明及び周知広報を行うこと。

特に、被保険者への広報は医療機関や保険者任せにせず、国としても積極的に取り組むこと。

また、周知広報を実施する際は、広域連合や市区町村の予算や契約事務への配慮を十分に行うこと。

- (2) 被保険者や医療機関・介護施設等からの不安の声などに対応するコールセンターを現行のマイナンバー総合フリーダイヤルとは別に設置すること。

- (3) 暫定運用を継続するか終了するかの判断については、広域連合や市区町村の予算措置及び事務処理等に重大な影響を及ぼすものであることから、令和7年中の可能な限り早いうちに決定すること。

2 システムについて

標準システムを運用する上で必要となる COBOL 用ミドルウェアの保守に係る費用について、国が全額支援すること。

3 医療保険制度改革について

(1) 現在、全世代型社会保障構築のための改革工程において、子ども・子育て支援金の導入に加え、高額療養費や外来特例の見直し、3割負担の拡大等様々な制度改正が議論されている。更に今後、連立政権合意書に盛り込まれた医療費の窓口負担の見直し、金融所得の反映、保険者の再編統合等の改革の加速化が見込まれる。

これら新たな制度改正に当たっては、その実現可能性や影響範囲を慎重に見極めることが求められる。少なくとも、制度の詳細、導入時期、必要な経費、財政影響、現場の業務負担等について早期に明らかにした上で、広域連合等関係機関と十分な時間を確保して丁寧に意見交換を行いながら、制度設計を進めること。

(2) 仮に、金融所得反映を実施する場合には、税制度全般に大きな影響がある上、広域連合の保険料算定等システムの大きな改修等が必須となる。これらを含めた制度改革に伴う標準システムの改修費用等については、その経費を国が責任をもって対応すること。

4 保健事業について

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について、事業の安定的な継続のため、恒久的な財政支援制度を早急に構築すること。

5 大規模災害関連について

(1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難等を余儀なくされた被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和8年度以降も継続すること。

また、保険料の減免及び一部負担金の免除を見直すに当たり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

(2) 災害救助法が適用された大規模災害において被災した被保険者への一部負担金及び保険料の減免に当たっては、簡素化した申請手続きを国において示すこと。

以上

令和7年11月13日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 實松尊徳

